

VI 母子保健行政の体系とあゆみ

1. 戦後沖縄県の母子保健行政

戦後、沖縄県の母子保健対策は、琉球政府時代の昭和26年に保健所法が立法交付されたことによって、妊産婦、乳幼児の保健指導が保健所業務として制度化されたことに始まり、同じく琉球政府立法第61号で制定された児童福祉法の公布(昭和28年)によって「児童の健全な出生と育成を図る」見地から妊産婦保健指導の重要性がうたわれ、妊産婦・乳幼児を対象に一環とした現在の母子保健行政の原形が確立された。

しかし、同法による母子保健対策の実施はかなり遅れ、昭和35年になって母子健康手帳の様式制定がなされ、翌昭和36年からようやく妊娠を届出した妊婦に対し母子健康手帳の交付が行われるようになった。そして昭和37年から保健所に2,500g以下の低体重児(平成7年からは母子保健法の改正により「低体重児」は2,500g未満となった)が届けられるようになり、未熟児訪問指導の強化が図られた。

昭和39年度厚生局予防課(保健婦係)の所掌事務に母性及び乳幼児の保健指導に関する事項が加わり、昭和40年度初めて母子保健事業に予算が計上され(当初2,349ドル)母子保健対策の強化が図られ、昭和41年、三歳児の健康診査が保健所で実施されるようになった。

また、昭和42年末熟児の養育医療給付が制度化、翌昭和43年度から実施された(当初4件の給付)。

昭和40年8月に我が国では母子保健法が制定されたが、全国に遅れること4年、昭和44年に母子保健法が立法公布され、翌昭和45年に施行、それまで児童福祉法により規定実施されてきた妊産婦・乳幼児の保健対策が母子保健法に包含、広く母性と乳幼児を対象に母子の一貫した総合的な母子保健対策の推進が図られることになり、母子保健法による事務は予防課が所轄することとなった。昭和46年、母子栄養強化事業による低所得世帯の妊産婦、乳幼児へのミルクの無償支給、助産婦による新生児の訪問指導等昭和47年5月本土復帰と同時に現行の母子保健法が適用され、フェニールケトン尿症や神経芽細胞腫検査等の各種検査及び市町村においては、地域の実情に応じた各種母子保健事業を選択して効果的・効率的に実施することとなったが、神経芽細胞腫検査については、平成16年度に休止された。

平成6年、地域保健や母子保健対策の枠組みを抜本的に見直した母子保健法の改正があり、平成9年度から全面施行され、健康づくりの基本となる母子保健事業が市町村へ権限委譲された。

また、平成12年11月に国は21世紀の母子保健のビジョンである「健やか親子21」を公表し、県においても、平成13年度に「健やか親子おきなわ2010」を策定した。平成17年度には「健やか親子21」「健やか親子おきなわ2010」ともに、第1回中間評価を実施し、18年度には第1回中間評価の結果を報告した。

また、「健やか親子おきなわ2010」は沖縄県次世代育成支援計画の後期行動計画策定に伴い、計画期間を2014年まで延長することとなった。国の「健やか親子21」は平成21年度に第2回中間評価を実施し、県は平成22年度に「健やか親子おきなわ2010評価」を実施。評価から見えた課題の改善にむけ、今後もより一層、保健、医療、福祉、教育、産業等関係機関と連携しながら地域の特性に即した母子保健施策を推進する。

2. 戦後の主な母子保健施策

年	国	沖	細	備	考
1947年(昭和22)	厚生省に児童局新設(母子衛生課を置く)				
1948年(昭和23)	児童福祉法公布				
1950年(昭和25)	児童福祉法施行				12月 中部保健所設置(S31 コザに改称)
1951年(昭和26)	保健所における妊産婦・乳幼児の保健指導・身体障害児の療育指導				1月 北部保健所新設(S27 名護に改称)
					4月 琉球臨時中央政府設立(立法第3号)
					6月 南部保健所設置(S28 那覇に改称)
					8月 八重山保健所設置
1952年(昭和27)			琉球臨時中央政府に厚生局設置(1.22 立法第5号)		4月 1日 琉球政府創立
			保健所法公布(8.25 立法第23号)		宮古保健所設置
			保健所における母性及び乳幼児の保健指導はじまる		衛生研究所設置
1953年(昭和28)			児童福祉法公布(10.19 立法第61号)		
1954年(昭和29)	育成医療		児童福祉法施行規則(5.20 規則第34号) 母子健康手帳の様式制度(9.14 告示8号)		

1956年(昭和31)		優性保護法公布(8.31 立法第42号)	同月琉球列島米国民政府により同法廃止、 復帰まで施行なし
1957年(昭和32)		保健所法施行規則(9.21 規則第)	
1958年(昭和33)	未熟児養育医療と保健指導 母子保健センターの設置		
1959年(昭和34)		児童福祉法一部改正(8.28 立法第16号) 育成医療給付制度発足	
1960年(昭和35)		母子健康手帳の様式制度 (10.29 告示277号、告示85号廃止)	
1961年(昭和36)	新生児訪問指導 三歳児健康診査	母子健康手帳の活用始まる	
1963年(昭和38)	妊娠中毒症医療援助と保護指導		
1965年(昭和40)	母子保健法公布 母子栄養強化対策	児童福祉法一部改正により妊産婦・乳幼児 の保健指導開始	母子保健事業予算計上(2,349ドル)
1966年(昭和41)	母子保健法施行	三歳児健康診査の開始	2月(財)沖縄家族計画協会設立 第1回家族計画受胎調節実施指導員養成 死産届出法(12.26 立法146号)

年	国	沖 縄	備 考
1967年(昭和42)		養育医療給付制度制定 (6.24 告示第246号) 第1回沖縄県母子保健家族計画大会	第2回家族計画受胎調節実施指導員養成
1968年(昭和43)	母子保健推進員制度 先天性内臓障害を育成医療の対象 に拡大 妊産婦糖尿病医療援助と保健指導 先天性代謝異常医療援助	養育医療給付制度実施 心臓疾患児に対する法外育成医療給付要 綱制定(8.20 告示309号) 死産届出施行規則(2.20 規則第41号)	事務担当児童家庭課 2.29 心臓疾患児本土送り出し開始 (第1陣3人出発)
1969年(昭和44)	妊産婦健康診査の公費負担制度 乳幼児の精密健康診査制度	母子保健法公布(10.13 立法第168号) 貧血の妊産婦に対しビタミン剤を無料支 給	日本政府援助、風疹障害児健診 (1.30～2.16)
1970年(昭和45)	妊婦・乳幼児健康診査の拡充 母子保健推進会議(民間団体)の 設置	母子保健法施行	未熟児養育医療予防課へ事務移管
1971年(昭和46)	心身障害の発生予防に関する総合 的研究 小児がん治療研究(医療費の公費 負担) 母子保健体操の普及指導 昭和46年度乳幼児身体発育調査	新生児の訪問指導 母性保護普及指導 母子栄養強化指導 フェニールケトン尿症検査マスキリーニ ング開始 昭和46年度乳幼児身体発育調査	昭和46、47年復帰までの栄養強化事業は琉 球政府が調整粉乳を購入し、市町村を通し て支給

1972年(昭和47)	慢性腎炎・ネフロローゼ治療研究小児ぜんそく治療研究育成医療に後天性心疾患および腎不全のとりいれP C B、農薬による母乳汚染疫学調査研究乳児健康診査の公費負担制度	本土復帰に伴い各法が本土適用となる(5.15) 小児がん治療研究事業開始(10.1) 母子保健推進員設置(6市町村101人)	3月 中央保健所設置 4月 予防課に母子成人係を設置 5月 沖繩家族計画協会は(財)沖繩県予防医学協会と合併
1973年(昭和48)	妊婦、乳児の健康診査の所得制限撤廃 母子保健地域組織育成	公費による乳児妊婦一般健康診査開始 小児慢性腎炎、ネフロローゼ、喘息等の医療援助事業 妊婦中毒症等療養援護事業	7.28 沖繩県小児保健協会設立
1974年(昭和49)	小児慢性特定疾患治療研究事業	小児慢性特定疾患治療研究事業実施	4月 母子栄養係に改称 7月 厚生省技術援助宮古地区区母子一斉健康診査開始 第4回家族計画受胎調節実施指導員養成
1975年(昭和50)	母子健康・健全育成住民会議		育成医療給付事務予防課移管(4.1) (財)沖繩県予防医学協会へ補助金交付開始 8月 厚生省技術援助八重山地区区母子一斉健康診査開始 10月 仲里村母子健康センター設置
1976年(昭和51)	妊婦乳児等保健相談事業 代謝異常検査技術研修会		4月 母子衛生係に改称 母子保健推進員研修開始

年	国	沖	備	考
1977年(昭和52)	<p>1歳6か月児健康診査 先天性代謝異常のマスキリーニ ング検査の実施 家族計画特別相談(遺伝相談)事 業への助成 母子保健指導事業の実施と市町村 母子保健指導事業のメメニユー化</p>	<p>市町村母子保健事業のメメニユー化 先天性代謝異常常検査実施(11.1)</p>	<p>遺伝相談カウセンセラ(医師)研修派遣</p>	
1978年(昭和53)	<p>心疾患合併妊娠、産科出血妊産婦 貧血に対する医療援助</p>	<p>1歳6か月児健康診査事業実施</p>	<p>2月 伊良部町母子健康センター設置 8月 県立中部病院NICU開設(20床) 第1回パラメデイカルスタッフのための遺 伝相談セミナー研修開設(40人)</p>	
1979年(昭和54)	<p>総合母子保健センター整備、新生 児に対するククレチン症マスキリー ニング検査 妊婦健康診査内容の充実</p>		<p>中央保健所において遺伝相談開始 第1回パラメデイカルスタッフのための遺 伝相談セミナー研修(40人) 遺伝相談カウセンセラ(医師)研修派遣</p>	
1980年(昭和55)	<p>母子の緊急医療の充実、先天性代 謝異常症に対する特殊ミルク共同 安全開発事業 昭和55年度乳幼児身体発育調査</p>	<p>先天性甲状腺機能低下症検査実施(5.1) (財)化学及血清療法研究所へ委託 先天性代謝異常常検査精度管理委託 (財)日本公衆衛生協会へ委託 昭和55年度乳幼児身体発育調査</p>	<p>第3回パラメデイカルスタッフのための遺 伝相談セミナー研修(40人) 遺伝相談カウセンセラ(医師)研修派遣</p>	
1981年(昭和56)		<p>妊婦健康診査結果の電算処理開始</p>	<p>第4回パラメデイカルスタッフのための遺 伝相談セミナー研修(38人) 遺伝相談カウセンセラ(医師)研修派遣 3月 沖縄県小児保健協会が社団法人へ 移行</p>	

1982年(昭和57)			<p>第5回パラメディカルスタッフのための遺 伝相談セミナー(41人) 遺伝相談カウンセラー(医師)研修派遣日 本版デンプンバナー式発達スクリーニング検査研 修(対象・保健婦) 4月 保健婦係と母子衛生係が統合して保 健指導係に改称 第6回パラメディカルスタッフのための遺 伝相談セミナー研修(114人) 遺伝相談カウンセラー(医師)研修派遣 日本版デンプンバナー式発達スクリーニング検査 研修 妊産婦体操指導者講習会(66人)</p>
1984年(昭和59)	健全母性育成事業実施 神経芽細胞腫検査実施(59.7)	未熟児・育成医療給付決定が保健所に移 管(59.4)	日本版デンプンバナー式発達スクリーニング検査 研修(初回50人、2回目30人) 遺伝相談カウンセラー(医師)研修派遣 妊産婦体操指導者講習会(67人) 母子のよい歯のコンクール開始 育児を考える母親会議実施(石垣市)
1985年(昭和60)	B型肝炎母子感染防止事業の実施 について	神経芽細胞腫検査(60.1) B型肝炎母子感染防止事業(60.10)	思春期保健セミナー研修(2人)東京 遺伝相談セミナー再教育(28人) 日本版デンプンバナー式発達スクリーニング法研 修会(44人) 「市町村母子保健担当者及び母子保健推進 員研修」母子保健家族計画大会
1986年(昭和61)			思春期保健セミナー研修(5人)東京

年	国	沖	備
1987年(昭和62)	母子健康手帳改正 1歳6か月児健康診査の強化 (精密健康診査)	母子健康手帳改正 1歳6か月児健康診査の強化 (精密健康診査) 先天性甲状腺機能低下症検査 県立那覇病院へ委託(4.1)	九州地区母子保健事業研修会(642人) 日本版デンプン式発達スクリーニング (29人) 思春期保健セミナー研修(4人) 東京 宮古・八重山の子ども達(先島母子一斉健診) 15周年を迎えて(記念誌発行 沖縄県小児 保健協会編集)
1988年(昭和63)	先天性代謝異常等検査に先天性副 腎過形成症検査を追加(64.1.1)	神経芽細胞腫検査に定量検査導入 (64.1.1) 先天性代謝異常等検査に先天性副腎過形 成症検査を追加(64.1.1)	那覇保健所から南風原町に新築移転、南部 保健所へ改称(63.3) 遺伝相談カウンセラー(医師)研修派遣 思春期保健セミナー研修(4人) 東京
1989年(平成元)		沖縄県小児慢性特定疾患対策協議会発足 (H1.8.4)	思春期保健セミナー(コースI) 沖縄県で 開催修了者176人(H1.8.25~8.27) 遺伝相談カウンセラー(医師)研修派遣
1990年(平成2)	地域母子保健特別モデル事業の実 施(7.31)	平成2年度乳幼児身体発育調査(10月) (病院4、保健所5、22地区136人)	思春期保健セミナー(コースII) 沖縄県で開催、修了者137人(H2.6.22~6.24)
1991年(平成3)	市町村母子保健事業整備統合	A T L ウイルス感染防止対策懇話会発足 (平成3年3月7日) 委員14人 第25回沖縄県母子保健大会開催(今大 会より小児保健協会との共催となり、名 称も沖縄県母子保健大会と改正される 三歳児健康診査に視聴覚検査導入	思春期保健セミナー(コースIII) 開催 修了者67人 乳幼児医療費助成事業について、県議会で 質疑が出た 思春期における保健福祉・体験学習事業が 読谷村で初めて実施された

年	国	沖	備	考
1992年(平成4)	アトピー性皮膚炎実態調査母子保健法一部改正 市町村母子保健事業に出産前小児保健指導事業が新規事業として追加される	アトピー性皮膚炎実態調査実施 乳児・3歳児(那覇市)、1歳6か月児(豊見城村) 第26回沖縄県母子保健大会 平成4年度市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会 先天性代謝異常常検査を全項目総合保健協会へ委託	母子健康手帳の交付が市町村に移管されたことに伴い、(社)沖縄県小児保健協会が母子健康手帳を作成し、各市町村が購入する遺伝相談カウンセラー(医師)研修派遣	
1993年(平成5)		第2回A T Lウイルス感染防止対策懇話会(平成5年3月2日)	平成5年度市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会	
1994年(平成6)	母子保健法の一部改正(平成6年法律第84号)により、医療施設の整備や調査研究の推進が追加される	0歳児を対象に乳幼児医療助成事業を開始、46市町村が実施する。 第28回沖縄県母子保健大会	平成6年度市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会	
1995年(平成7)	市町村母子保健事業が子どもにもやさしい街づくり事業に組み込まれる。	乳幼児医療費助成事業を53市町村実施 第29回沖縄県母子保健大会 第3回A T Lウイルス感染防止対策懇話会(平成7年3月28日)	市町村母子保健事業移譲準備委員会を設置 恩恵期における保健・福祉保健学習事業が3市1町3村で実施された。 平成7年度市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会	
1996年(平成8)	生涯を通じた女性の健康支援事業 周産期医療対策事業 優生保護法の一部改正により名称も「母体保護法」となる。 妊婦健康診査に35歳以上妊婦の超音波検査が追加された 母子保健強化推進特別事業 母子保健法が全面施行される	第30回沖縄県母子保健大会 第4回A T Lウイルス感染防止対策懇話会(平成8年1月19日)	平成8年母子保健家庭計画全国大会が沖縄県で開催された。 市町村母子保健事業事務マニュアル作成 平成8年度市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会	

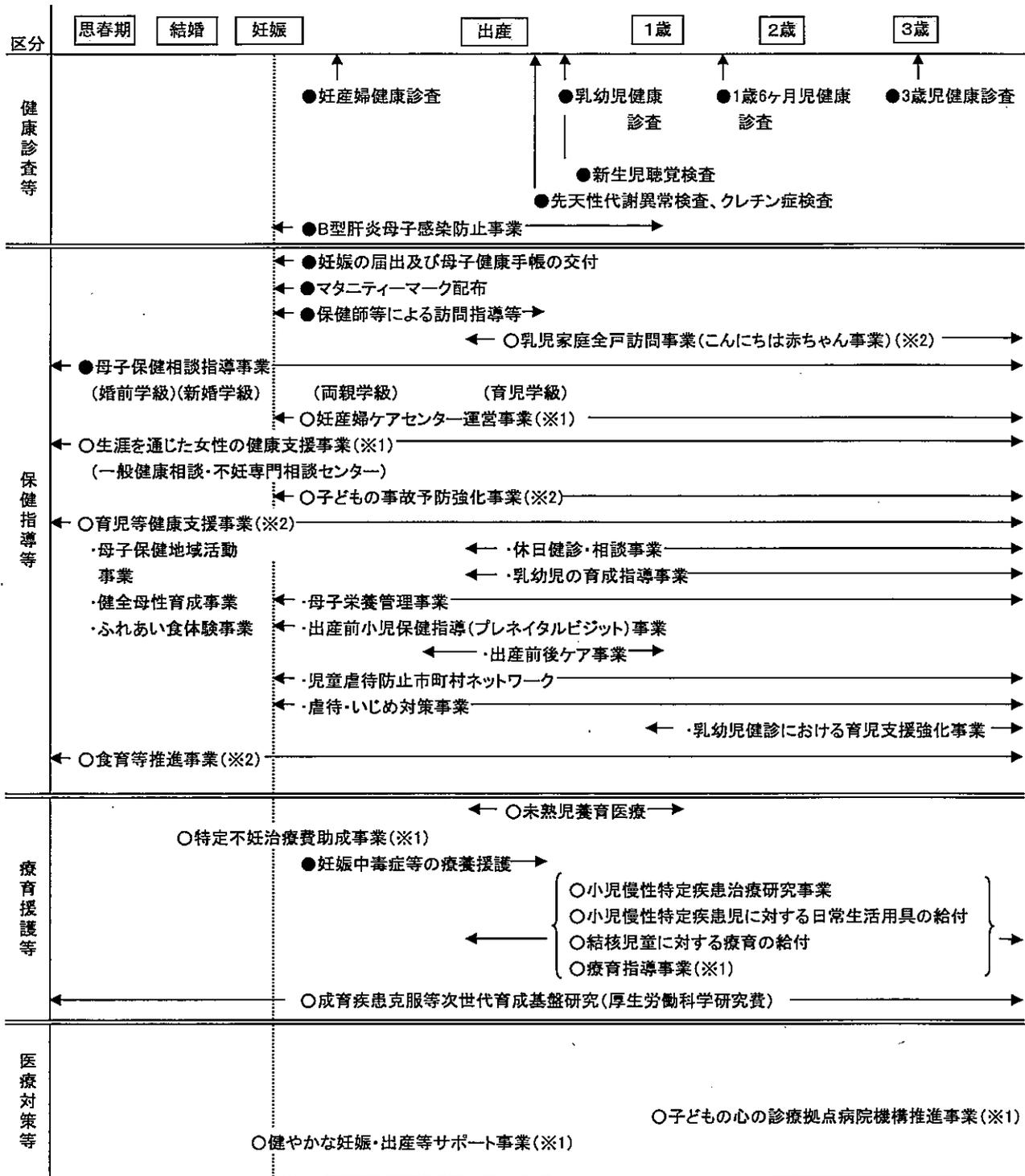
1997年(平成9)	<p>子どもの心の健康づくり対策事業 児童環境づくり基盤整備事業 (子どもにやさしい街づくり事業 の組み替え) 長期療養児への療育指導事業 乳幼児突然死症候群実態調査</p>	<p>母子保健法の全面施行 母子保健医療体制整備検討委員会発足 第31回沖縄県母子保健大会 沖縄県母子保健医療実態調査 三才児健康診査実施主体(県→市町村へ)</p>	<p>妊産婦、乳幼児の保健指導、健康診査、新生児の訪問指導等の実施が市町村に委譲された。 平成9年度市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会</p>
1998年(平成10)	<p>母乳中のダイオキシン類に関する調査事業 病棟保育士配置促進モデル事業</p>	<p>沖縄県周産期保健医療協議会発足 第32回沖縄県母子保健大会 母乳中のダイオキシン類調査実施(調査地区那覇市・南風原町)</p>	<p>平成10年度市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会</p>
1999年(平成11)	<p>11月を乳幼児突然死症候群(SIDS)対策強化月間と定める</p>	<p>第33回沖縄県母子保健大会 母乳中のダイオキシン類調査(調査人員15人) 乳幼児医療費助成事業の年齢制限を1歳から3歳未満児に引き上げる(11.10.1) 厚生省技術援助母子一斉健診終了 乳幼児突然死症候群(SIDS)の普及啓発</p>	<p>4月 健康増進課に改称 遺伝相談カウンセラー(医師)研修派遣 母子保健強化推進特別事業として八重山保健所で「母子保健システム構築、基盤整備強化事業」中央保健所で「未熟児健全発育支援事業」多良間村で「母子保健ネットワークづくり事業」本庁予防課で「周産期医療検討事業」等が実施された 平成11年度市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会</p>
2000年(平成12)	<p>児童虐待防止市町村ネットワーク事業 「健やか親子21」国民運動計策 定休日健診・相談等事業 新生児聴覚検査事業</p>	<p>第34回沖縄県母子保健大会 平成12年度市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会 平成12年度乳幼児身体発育調査 調査対象(病院6、保健所7、18地区261人)</p>	<p>低出生体重児等出生要因調査 沖縄県における周産期保健医療体制の在り方について、沖縄県周産期保健医療協議会から知事へ提言される 母子保健強化推進特別事業として、北部保健所が「ゆったりゆたりのふれあい育児支援事業」実施</p>

年	国	沖	備考
2000年(平成12)			母子保健強化推進特別事業として、本庁及び石川保健所で「子どもの事故防止事業実施」「多面的な子どもの事故調査報告書」作成 竹富町が「ばいぬ島ゆいサークル育成事業」実施
2001年(平成13)	先天性代謝異常検査の一般財源化 乳幼児健診における育児支援強化 事業	第35回沖縄県母子保健大会 「健やか親子おきなわ2010」策定	
2002年(平成14)	遺伝相談モデル事業の廃止	第36回沖縄県母子保健大会 「健やか親子おきなわ2010」推進協議会・推進専門部会設置 中部病院を総合周産期母子医療センターに指定	
2003年(平成15)	食育等推進事業 育児等健康支援事業要綱改正	第37回沖縄県母子保健大会 不妊専門相談センター開設準備 沖縄県母子保健推進員連絡協議会準備委員会発足	平成15年度市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会
2004年(平成16)	特定不妊治療費助成事業	第38回沖縄県母子保健大会 周産期医療協議会開催 不妊専門相談センターの開設 沖縄県母子保健推進員連絡協議会発足 神経芽細胞腫検査休止	平成16年度市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会 沖縄県母子保健推進員連絡協議会設立総会 母子保健強化推進特別事業において「若年妊婦支援マニユアル」作成

2005年(平成17)	小児慢性特定疾患日常生活用具給付事業 マタニティーママークをとおした「妊産婦にやさしい環境づくり」の推進	第39回沖繩県母子保健大会 「健やか親子おきなわ2010」推進協議会・専門部会開催(中間評価の実施) 特定不妊治療費助成事業開始 マタニティーママークをとおした「妊産婦にやさしい環境づくり」の推進	平成17年度市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会 母子保健強化推進特別事業において「児童虐待予防に視点をのいた乳幼児健康診断マニキュアール」作成
2006年(平成18)	新しい少子化対策について(H18.6.20少子化社会対策会議決定) 「健やか親子21」中間評価の結果報告 「授乳・離乳支援ガイド」の策定	第40回沖繩県母子保健大会 「健やか親子おきなわ2010」推進協議会・専門部会・研修会開催(中間評価の結果報告) 県立南部医療センター・子ども医療センター一開院及び総合周産期母子医療センターの指定 特定不妊治療助成事業の助成期間の延長(2年→5年)	平成18年度市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会 母子保健強化推進特別事業において「妊婦健康管理について」調査、報告書作成 沖繩県母子保健推進員連絡協議会による母子保健推進員リーダー研修会の開催
2007年(平成19)	1月 妊婦健診拡充に関する通知 雇児母発第0116001号「妊婦健康診査の公費負担の望ましいあり方について」	第41回沖繩県母子保健大会 「健やか親子おきなわ2010」推進協議会・専門部会	平成19年度市町村母子保健担当者及び母子保健推進員研修会 母子保健強化推進特別事業「乳幼児事故防止対策事業」調査、報告書作成
2008年(平成20)	公費による妊婦健康診査を2回から5回に拡充(市町村への地方交付税) 2月「妊婦健康診査臨時特例交付金」創設 (平成22年までの間、公費による妊婦健診5回から14回に拡充)	4月から41市町村において、公費による妊婦健康診査5回実施 (一部の市町村で、2,000円自己負担) 2月「沖繩県妊婦健康診査対策基金条例」創設(平成22年度までの時限改定) 公費負担5回から14回	4月 組織改編(母子保健班は「国保・健康増進課」に配置)

年	国	沖 縄	備 考
2009年(平成21)	<p>公費による妊婦健康診査を5回から14回に拡充。</p> <p>国庫補助(1/2)、地方財政措置(1/2)</p> <p>特定不妊治療費助成事業について、平成21年度補正予算において、助成金額を「1回当たり10万円まで」を「1回当たり15万円まで」に拡充。</p> <p>「健やか親子21」第2回中間評価を実施し、次世代育成支援対策推進法に基づく後期行動計画と一体的に推進するため、計画期間を2014年までの4年間延長。</p>	<p>平成21年4月から全市町村において、14回の公費健診が実施。「安心・安全な妊娠・出産等支援対策整備事業」として、「妊娠期における保健指導マニュアル(市町村版)」を作成。</p> <p>特定不妊治療費助成事業について、助成金額を「1回当たり10万円まで」を「1回当たり15万円まで」に拡充。</p> <p>「健やか親子おきなわ2010」を沖縄県次世代育成支援計画の後期計画策定に伴い、計画期間を2014年までの4年間延長。</p>	
2010年(平成22)	<p>乳幼児身体発育調査の実施。</p>	<p>乳幼児身体発育調査の実施。(県内5カ所の病院、16市町村にて実施)</p> <p>沖縄県の周産期保健医療体制整備計画の策定。沖縄県周産期保健医療体制整備検討委員会を設置。</p> <p>「健やか親子おきなわ2010評価」を実施。</p> <p>「安心・安全な妊娠・出産等支援対策整備事業」として、「妊娠期における保健指導マニュアル(医療機関版)」を作成。</p>	

3. 国における母子保健対策の体系と概要



○国庫補助事業 ●一般財源による事業

※1 母子保健医療対策等総合支援事業 ※2 次世代育成支援対策交付金による事業 資料:わが国の母子保健—平成22年—

4. 母子保健関係国庫補助事業の概要

(表6-1)

区分	事業名 (実施者等)	事業内容	実施主体	創設年度	国・H22年度(H21年度)	県・H22年度(H21年度)	根拠法令 (補助率)	所得 制限等	備考
					予算額 (百万円)	予算額 (千円)			
保 健 指 導 等	生涯を通じた女性の健康支援事業	不妊専門相談センターにおける専門相談や女性の生涯を通じた健康管理のための健康教育・相談事業を実施	都道府県指定都市中核市	平成8年度	※1	(3,484) 2,966	1/2	—	H17' 統合補助金化
	育児等健康支援事業	1 地域活動事業 2 母子栄養管理事業 3 乳幼児の育成指導事業 4 出産前小児保健指導事業 5 出産前後ケア事業 6 健全母性育成事業 7 休日健診・相談等事業 8 ふれあい食体験事業 9 児童虐待防止市町村ネットワーク事業 10 虐待・いじめ対策事業 11 乳幼児健診における育児支援強化事業	市町村	平成7年度	※2	—	—	—	H15' 子どもの心の健康づくり対事業を統合 H17' 次世代育成支援対策交付金に移行
	妊産婦ケアセンター運営事業	入院を要しない程度の体調不良(うつ病など)の妊産婦を対象に、宿泊型のサービスを提供する妊産婦ケアセンターに対して運営費の一部を助成する。	都道府県	平成21年度	※1	—	1/2	—	
	食育等推進事業	子どもの栄養状況の悪化、10代の人工妊娠中絶の増加、お産は苦しいものというイメージの固定化などの課題に対応した知識の普及を図る。	市町村	平成15年度	※2	—	—	—	H17' 次世代育成支援対策交付金に移行
	子どもの事故予防強化事業	子どもの事故の予防強化を図るため、健診などの場を活用し、保護者に対する意識啓発をきめ細かく行うための取組を支援する。	市町村	平成22年度	※2	—	—	—	

(注) 「根拠法令」欄中「法」は母子健康法、「児」は児童福祉法

平成22年度は予算額・()内は平成21年度予算である

※1 母子健康医療対策等総合支援事業(8,093百万円)に一括計上

※2 次世代育成支援対策交付金(36,100百万円)に一括計上

4. 母子保健関係国庫補助事業の概要

(表6-1)

区分	事業名 (実施者等)	事業内容	実施主体	創設年度	国・H22年度(H21年度)	県・H22年度(H21年度)	根拠法令 (補助率)	所得 制限等	備考
					予算額 (百万円)	予算額 (千円)			
療 養 援 護 等	未熟児養育 医療	身体の発育が未熟のまま出生した未熟児に対する医療の給付。	都道府県 政令市 特別区	昭和33年度	(3,447) 3,316	(115,924) 142,010	法第20条 (1/2)	徴収	
	小児慢性特 定疾患治療 研究事業	小児がん等小児慢性特定疾患に罹患している児童に対し、治療の普及促進を図り、併せて患者家庭の医療費の負担軽減。	都道府県 指定都市 中核市	昭和49年度	(10,933) 11,410	(691,144) 686,240	児第21条 の5 (1/2)	徴収	
	小児慢性特 定疾患児日 常生活用具 給付事業	日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾患児に対し、必要な日常生活用具を給付する。	市町村	平成16年度	(54) 54	(1,081) 870	(1/2)	徴収	平成17年4月施行
	結核児童療 育事業	長期の入院治療を要する結核児童に対し、医療の給付に併せて学習品、日用品の支給。	都道府県 指定都市 中核市	昭和34年度	(5) 5	—	児第20条 (1/2)	徴収	
	結核児童日 用品等事業	長期の入院治療を要する結核児童に対し、医療の給付に併せて日用品等の支給。	都道府県 政令市 特別区	昭和33年度	(1) 1	—	法第20条 児第20条 (1/2)	徴収	
	療育指導事 業	長期療養児の適切な療育を確保するため、医師等による保健所窓口での相談指導、在宅の児童に対する巡回指導及び養育者に対する相談等を行い、日常生活における健康の保持増進を図る。	都道府県 政令市 特別区	平成9年度	※1	(706) 694	児第19条 第2項 (1/3)	—	H16' 小児慢性特 定疾患児ピア カウンセリング事業を追加 (H17年4月施 行) H17' 統合補助金 化
	特定不妊治 療助成事業	不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されない配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成。	都道府県 指定都市 中核市	平成16年度	※1	(70,056) 114,614	(1/2)	—	H17' 統合補助金 化 沖縄県では H17年6月に 事業実施

(注) 1. 「根拠法令」欄中「法」は母子健康法、「児」は児童福祉法

2. 徴収: 徴収基準表に基づく自己負担制度有り

平成22年度は予算額・()内は平成21年度予算である

※1 母子健康医療対策等総合支援事業(8,093百万円)に一括計上

4. 母子保健関係国庫補助事業の概要

(表6-1)

区分	事業名 (実施者等)	事業内容	実施主体	創設年度	国・H22年度(H21年度)	県・H22年度(H21年度)	根拠法令 (補助率)	所得 制限等	備考
					予算額 (百万円)	予算額 (千円)			
医療 対策 等	総合周産期 母子医療セ ンター運営事 業	総合周産期母子 医療センターの 運営に必要な経 費を補助。	都道府県 その他厚 生労働大 臣が認め る者	平成8年度	-	(70,610) 59,930	(1/3)	-	H17' 統合補助金 化 H21' H21.1月より 所管が厚生 労働省医政 局指導課に 移った。
	周産期医療 対策事業	都道府県におい て妊産婦及び新 生児に対応する 周産期医療シス テムの整備等 を行う。	都道府県	平成8年度	-	(493) 1,279	(1/3)	-	H17' 統合補助金 化 H21' H21.1月より 所管が厚生 労働省医政 局指導課に 移った。
	子どもの心の 診療拠点病 院機構推進 事業	様々な子どもの 心の問題、児童 虐待や発達障害 に対応するため、 都道府県域にお ける拠点病院を 中核とし、各機関 と連携した支援体 制の構築を図る。	都道府県	平成20年度	※1	-	(1/2)	-	H17' 統合補助金 化
	健やかな妊 娠・出産等サ ポート事業	健やかな妊娠・出 産等をサポートす るため先駆的な 取組に対する助 成	都道府県	平成18年度	※1	(1,723) 1,498	定額 (10/10相当)	-	H18' 創設 H20' 事業内容を拡 充
健康 診 査 等	1歳6か月児 健康診査 (市町村)	身体の発育、精 神発達等の標識 が容易に得られ る時点での健康 診査 (一般、精密、 歯科健康診査)	市町村	昭和52年度	-	-	法第12条 第1項第1号	-	S62' 精密健康診 査 H9' 補助金→負担金 H17' 税源移譲
	3歳児健康診 査(市町村)	身体発育、精神 発達の面から最 も重要な時期で の総合的な健康 診査 (一般、精密、歯 科健康診査、視 聴覚検査)	市町村	昭和36年度	-	-	法第12条2 第1項第2号	-	S38' 精密健康診 査 H2' 視聴覚検査 H9' 実施主体 都道府県→市町村 H17' 税源移譲

(注) 「根拠法令」欄中「法」は母子健康法、「児」は児童福祉法
平成22年度は予算額・()内は平成21年度予算である

資料: わが国の母子保健—平成21年—

※1 母子健康医療対策等総合支援事業(8,093百万円)に一括計上

※2 次世代育成支援対策交付金(36,100百万円)に一括計上

5. 沖縄県における母子保健関係制度一覧(平成23年度版) (表6-2)

	制 度	制 度 の あ ら ま し	相 談 窓 口
妊 娠 し た ら	妊 娠 の 届 出	妊娠したら、速やかに市町村長に妊娠の届け出を行い、必要な保健指導や健康診査を受けるよう努めて下さい。	市町村
	親子(母子)健康手帳の交付	妊娠の届出をした者に対して市町村長から親子(母子)健康手帳が交付され妊娠・出産及び育児に関する母と子の健康記録として活用できます。	市町村
	妊婦健康診査	親子(母子)健康手帳交付の際に妊婦健康診査受診票(別冊)が配布され、妊娠期間に14回、医療機関や助産所等で、公費による健康診査が受けられます。また、平成23年4月より、すべての市町村で、HTLV-1抗体検査、性器クラミジア検査が公費で受けられるようになりました。	市町村 医療機関 助産所
	B型肝炎母子感染防止対策	B型肝炎の母子感染を防止するために、公費でHBs抗原検査が受けられます。この結果が陽性の場合、さらに健康保険適用で検査や生まれた新生児の処置が認められます。	市町村 医療機関
	妊婦HIV抗体検査	妊婦がHIVに感染している場合、母子感染を起こすおそれがあります。早期発見と赤ちゃんへの感染防止を図ることを目的に、妊婦一般健康診査の際にHIV抗体検査が、妊婦健康診査受診票で公費にて検査が受けられます。	市町村 医療機関
	妊婦風疹抗体検査	妊婦が妊娠初期に風疹に感染した場合、胎児に感染し、先天性風疹症候群のリスクが生じます。風疹抗体価を知る事、抗体が陰性の場合、適切な時期に予防接種を行うことで、先天性風疹症候群の発生を予防することができます。妊娠したら、早い時期に風疹抗体検査を受けましょう。検査は妊婦健康診査受診票で、公費にて受けられます。	市町村 医療機関
	妊産婦の保健指導	妊産婦に対して、妊娠・出産・育児に関する保健指導を行います。	市町村 医療機関 助産所
	妊娠高血圧症候群等療養援護費	妊娠高血圧症候群等で7日以上入院した妊産婦に対し、その療養に要する費用の一部を所得に応じて支給します。なお、所得制限及び申請期限があります。	保健所
	入院・助産の制度	医療上、必要があるにもかかわらず、経済的理由で入院分娩ができない場合には、その世帯の所得に応じて、入院分娩に要する費用の一部又は全部を公費で負担します。	福祉保健所 市福祉事務所
	働く女性のための健康管理	<ol style="list-style-type: none"> 1) 保健指導や健康診査を受けるために必要な時間の確保。 <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠23週までは4週間に1回 ・妊娠24週から35週までは2週間に1回 ・妊娠36週以後出産までは1週間に1回 ・出産後1年以内(医師等の指示に従って必要な時間を確保する。) 2) 保健指導事項を守るための措置 <ol style="list-style-type: none"> ①妊娠中の通勤緩和、②妊娠中の休憩、③妊娠中または出産後の症状等に対応する措置 3) 母性健康管理指導事項カードの利用 4) 産前・産後休業 <ul style="list-style-type: none"> ・産前6週間、多胎妊娠の場合は14週(いずれも女性が請求した場合) ・産後8週間(医師が支障ないと認めた場合は6週間) 5) 妊婦の軽易業務転換 6) 妊婦の有害危険業務の就業制限 7) 妊婦の時間外労働・休日労働・深夜業の制限 8) 育児時間(生後1年に達しない生児を育てる女子で、1日2回おのおの少なくとも30分の育児時間を請求可能) 	市町村 医療機関 厚生労働省 沖縄労働局 雇用均等室
	<p>(男女雇用機会均等法の改正)</p> <p>妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止</p>	厚生労働省 沖縄労働局 雇用均等室	

(表6-2)

	制 度	制 度 の あ ら ま し	相 談 窓 口
赤 ち ゃ ん が 産 ま れ た ら	出生届	出生届は14日以内に行いましょう。	市町村
	低体重児の届出	2500g未満の赤ちゃんが産まれたら母子健康手帳に折り込まれている低体重児出生届を速やかに管轄保健所へ届けましょう。	保健所
	未熟児養育医療	2000g以下の赤ちゃん、または、身体機能が未熟なため入院を必要とする未熟児に対して、指定医療機関における医療費を公費で負担します。なお、所得に応じて自己負担金があります。	保健所
	先天性代謝異常等検査	フェニールケトン尿症等の先天性代謝異常や先天性甲状腺機能低下症等の異常を早期発見・早期治療することにより、心身障害の発生を防止します。 (検査料は公費負担、採血料は自己負担)	医療機関 保健所
	新生児、未熟児訪問指導	生後28日以内の赤ちゃんまたは、育児上必要な赤ちゃんは、保健師または助産師による訪問指導が受けられます。 ・妊産婦・新生児訪問(市町村) ・未熟児訪問(保健所)	市町村 保健所
	乳幼児医療費助成事業	入院は就学前まで、通院は3歳児までについて、健康保険等の規定による医療費の自己負担金を支払った場合に、市町村に申請することで助成を受けることができます。なお、対象年齢や所得制限の有無等の助成要件は市町村ごとに異なります。	市町村
	乳幼児の保健指導	乳幼児の保護者に対して育児に関する保健指導を行います。	市町村 医療機関
	乳児健康診査	乳児期は発育・発達の大変な時期であり、少なくとも生後3～6か月に1回、9～11か月に1回の健康診査により心身の異常の早期発見や適切な相談・指導を行います。	市町村
	1歳6か月児健康診査	満1歳6か月を超え、満2歳に達しない幼児に対し健康診査を行い運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等障害を早期に発見し、適切な相談・指導を行い、幼児の健康の保持及び増進を図ります。	市町村
	3歳児健康診査	満3歳を超え、4歳に達しない幼児に対し健康診査を行い視覚・聴覚・運動・発達等の心身障害、その他疾病及び異常を早期に発見し、適切な相談・指導を行い、幼児の健康保持増進を図ります。	市町村
	う蝕予防事業 (フッ化物塗布)	障害を持つ乳幼児と保護者に対して、歯科相談(歯科健診、歯みがき指導、フッ化物塗布)を実施しています。(保健所) 乳幼児のむし歯予防のための歯科相談を実施しています。(市町村) これらの事業を通じて、乳幼児の健全育成と歯科保健の向上を図ります。	保健所 市町村
	小児慢性特定疾患治療研究事業	18歳未満の患児に対し、以下の疾患について医療費を公費で負担します。 (所得に応じて、一部自己負担が出る場合がある) なお、18歳到達後も、改善の傾向が見られない場合は20歳未満までとします。 ①悪性新生物、②慢性腎疾患、③慢性呼吸器疾患、④慢性心疾患、⑤内分泌疾患、⑥膠原病、⑦糖尿病、⑧先天性代謝異常、⑨血友病等血液・免疫疾患、⑩神経・筋疾患、⑪慢性消化器疾患	保健所
	自立支援医療 (育成医療)	比較的短期間に治療見込みがあり、確実な治療効果が期待できる見込みがある身体に障害のある18歳未満の児童に対して、指定医療機関における医療費を公費で負担します。なお、所得に応じて一部自己負担金があります。 障害区分：①肢体不自由、②視覚障害、③聴覚・平衡機能障害 ④音声・言語・そしゃく機能障害、⑤内臓障害(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸及び小腸機能障害以外の内臓障害は先天性のものに限る)、⑥ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害	保健所

6. 母子保健関係法規と制度の関連

母子保健法	母子保健全般
児童福祉法	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉施設 助産施設 療育の給付、小児慢性特定疾患治療研究事業 療育指導 児童福祉施設への入所措置
次世代育成支援対策推進法	行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定
少子化社会対策基本法	母子保健医療体制の充実等
児童虐待の防止等に関する法律	児童に対する虐待の禁止、国及び地方公共団体の責務
障害者自立支援法	育成医療、補装具の交付
発達障害者支援法	発達障害の早期発見・支援
障害者基本法	障害者の自立と社会参加の促進
生活保護法	出産扶助
健康保険法、国民健康保険法等	出産育児一時金の支給
児童手当法	児童手当の支給
地域保健法	母子保健についての保健所の業務
戸籍法	婚姻届、出生届
死産の届出に関する規定	死産
母体保護法	<ul style="list-style-type: none"> 不妊手術 人工妊娠中絶 受胎調節実地指導員
刑法	堕胎ノ罪
労働基準法	<ul style="list-style-type: none"> 妊産婦に係る危険有害業務の就業制限 産前産後の休業 育児時間
育児・介護休業法	<ul style="list-style-type: none"> 育児休業の取得 就業しつつ子を養育することを容易にする措置
男女雇用機会均等法	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠中及び出産後の健康管理に関する配慮及び措置 妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止
医療法	病院、診療所、助産所
予防接種法	乳幼児の予防接種
健康増進法	健康指導等、特定給食施設等、特別用途表示及び栄養表示基準
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	結核健康診断、結核り患児の医療
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神障害児（者）の医療、社会復帰
学校保健法	就学時及び定期健康診断